

輸出用酒類の放射能分析について

酒類を輸出するに当たり、輸出先国（輸出先地域を含みます。以下同じ。）から、当該酒類が輸出先国の定める上限値を超える放射性物質を含まないことを証明する証明書の添付が求められている場合について、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施します。

（注） 我が国政府と輸出先国政府との協議の結果、証明書の様式等について調整済みとなっているものに限ります。

1 独立行政法人酒類総合研究所が行う分析

(1) 分析対象

輸出先国が定める都道府県で製造され、当該輸出先国に輸出する目的をもって容器に充填・密封された酒類とします。

(2) 分析方法等

- ・ ゲルマニウム半導体による分析

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に定める「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」に従い、ヨウ素、セシウムごとの放射線量の分析（「核種分析」といいます。）を行います。

(3) 分析結果の通知

分析結果は、「酒類の分析報告書 (Analytical Report of Alcohol Beverage)」により、輸出証明書とともに通知します。

2 分析に必要な試料等の送付

(1) 送付物

イ 試料

証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が 2 リットル以上

なお、送付する全ての容器に試料送付票を貼付してください。

（注） 例えば、同一の詰口作業により 720ml ビン、500ml ビン及び 350ml 缶に酒類を充填・密封した場合、1 つの容量の容器に充填・密封した酒類について分析を受けることにより、全ての容量の容器に充填・密封した酒類について分析報告書の発行が可能です。

ロ 「分析試料明細書」の写し

(2) 送付に当たっての留意事項

送付に当たっては、以下の点に留意するとともに、「分析に必要な試料等の送付におけるチェック表」を基に誤りがないか確認をお願いします。

「酒類の分析報告書」は「分析試料明細書」の記載を基に作成しますので、輸出申請書その他の書類と記載内容に相違がないよう留意願います。

「分析試料明細書」の写し及び「試料送付票」の記載内容と、容器の中身が異なることのないよう、十分に注意してください。

(3) 送付先

(独) 酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門 1階分析室
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-7-1
TEL 082-420-0800 (代表)

- (注) 1 試料の送付先については、測定機器の導入状況によって今後変わりを
ることをご了解ください。
2 試料を送付する外箱の上面に「分析試料在中」と朱書きしてください。
3 送料はご負担願います。
4 送付する試料については酒税の課税対象となることに留意してくだ
さい。

3 証明書発行に必要な書類の送付方法等

分析を依頼する方は、「分析試料明細書」、酒類の詰口年月日を確認できる書類（詰口帳の写し等）及び分析を受ける試料の受払いを確認できる書類（容器別受払帳の写し等）を製造場等の所在地を所管する国税局酒税課へ提出いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を送付してください。

このとき、「分析試料明細書」の写しを必ず控えてください。

なお、「酒類の分析報告書」は「分析試料明細書」の記載を元に作成しますので、輸出申請書その他の書類と記載内容に相違がないよう留意願います。

4 既に分析を受けた酒類に係る「酒類の分析報告書」の再発行について

既に分析を受けた酒類について、輸出証明のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、上記2及び3によらず、国税局酒税課に連絡の上、「分析試料明細書」を提出してください。

このとき、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号を転記してください。

5 その他

証明書の発行を申請するに当たり、以下の点についてご了承ください。

- (1) 申請が多数寄せられた場合や書類の記載内容に誤りがあった場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。
- (2) 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

分析に必要な試料の送付におけるチェック表

放射性物質検査証明書の発行が円滑に進むよう、独立行政法人酒類総合研究所への試料送付の際には、以下の点を確認してください。

- 証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が2リットル以上となっているか
- 送付する全ての容器に試料送付票が貼付されているか
(複数の試料を送付する際に試料の誤りがないか)
- 「分析試料明細書」の写しが同封されているか
- 「分析試料明細書」の記載内容に誤りがないか
(ラベルを貼付している場合には、商品名、製造時期が合致しているか)
- 国税局酒税課に送付すべき書類が同封されていないか
(詰口帳、容器別受払帳等の写しは国税局酒税課に送付してください。)